

建設機械(有人機)単価賃貸借契約書

1 作業の名称 国有林林道等維持修繕業務(池田・徳島森林事務所(徳島担当区)管内の国有林林道等)

2 賃貸借単価

種 目	規 格	予定数量	単位	単 価	予定金額	摘 要
ハック材	山積 0.13m ³	5	時間			普通作業員1名含む
ハック材	山積 0.28m ³	10	時間			普通作業員1名含む
ハック材	山積 0.45m ³	5	時間			普通作業員1名含む
ダンプトラック	2t	5	時間			
ダンプトラック	4t	5	時間			
ダンプトラック	10t	5	時間			
ホイローダ	山積 1.2m ³	5	時間			普通作業員1名含む
ホイローダ	山積 1.5-1.7m ³	5	時間			普通作業員1名含む
廻送		18	回			別紙、廻送料(距離別・廻送車別)のとおり
計						
消費税相当額		10	%			
合計						

3 機 械 名 上記のとおり

4 期 間 自 単価賃貸借契約を締結した日の翌日から
至 令和7年3月28日

5 機械引渡場所 池田・徳島森林事務所(徳島担当区)管内の国有林林道等

6 機械返還場所 池田・徳島森林事務所(徳島担当区)管内の国有林林道等

7 契約保証金 免 除

8 特約事項 別紙 暴力団排除に関する特約条項のとおり

上記建設機械の賃貸借について、賃借人 分任支出負担行為担当官 徳島森林管理署長 尾山 真一 と 賃貸人 との間に次の契約条件により賃貸借契約を締結し、本契約の証として本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

賃借人 住 所 徳島県徳島市川内町鶴島239-1
分任支出負担行為担当官
氏 名 徳島森林管理署長 尾山 真一

賃貸人 住 所
氏 名

物件番号 4-池田・徳島森林事務所(徳島担当区)管内の国有林林道等

廻送料 (距離別・廻送車別)

種 別	運搬距離	廻送料	搬入(実車)	搬出(実車)	金 額
廻送料内訳 (5t)	片道10kmまで		1	1	
	片道20kmまで		1	1	
	片道30kmまで		1	1	
	片道40kmまで				
	片道50kmまで				
廻送料内訳 (8t)	片道10kmまで		1	1	
	片道20kmまで		1	1	
	片道30kmまで		1	1	
	片道40kmまで				
	片道50kmまで				
廻送料内訳 (12t)	片道10kmまで		1	1	
	片道20kmまで		1	1	
	片道30kmまで		1	1	
	片道40kmまで				
	片道50kmまで				
廻送料内訳 (t)	片道10kmまで				
	片道20kmまで				
	片道30kmまで				
	片道40kmまで				
	片道50kmまで				
計			9	9	

契 約 条 件

- 1 機械の運転については、賃借人の指定する監督職員の指示どおり実施し、運転時間の確認を受けること。
- 2 賃借人は必要があるときは、賃貸人と協議して期間を短縮し、又は延長することができる。
- 3 機械の運転に要する燃料、油脂類、実行に伴う運転手の賃金、旅費（宿泊料、交通費）並びに機械の保管、管理、修理費、その他機械の使用に要する費用はすべて賃貸人の負担とする。
- 4 作業中の労働災害及び機械の破損等の損害は、賃貸人の負担とする。
ただし、天災その他不可抗力による損害については、国有林野事業工事請負契約約款第30条を準用するものとする。
- 5 この契約による代金は、契約単価に運転時間（賃借人の都合により、1日の運転時間が2時間に満たない場合は2時間）を乗じて得た金額と、機械の廻送に要する経費の合計額とする。
廻送料は、入札の際に提出した作業経費内訳書に基づき算出した金額とする。
- 6 賃貸人は、業務が完了したときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。
- 7 賃貸人は1ヶ月毎に賃借人の指定する係員の検査を受けた既成部分について代金を請求することができる。
- 8 前項の既成部分について、運転時間の累計に端数を生じた場合は、30分以上は切上げ、30分未満は、切捨てるものとする。
- 9 賃借人は、7項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 10 賃借人は、前項の期間を経過して支払遅延となったときは、期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定により決定された率に乗じて計算した額の遅延利息を賃貸人に支払うものとする。
- 11 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 12 賃貸人は、この業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 13 この契約に定めのない事項については、必要に応じて賃借人賃貸人協議して定めるものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 借借人は、貸貸人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 借借人は、貸貸人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 貸貸人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 貸貸人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 貸貸人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 貸借人は、貸貸人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 貸借人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより貸貸人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 貸貸人は、貸借人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、貸借人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 貸貸人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貸借人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道等維持修繕業務標準仕様書

第1節 総則

第1条 適用

本仕様書は、四国森林管理局長、森林管理署長、森林管理事務所長が発注する国有林林道等維持修繕業務（以下「業務」という。）の施工に関し適用する。なお、この標準仕様書は業務に関する一般的な事項を示すものであり、個々の業務に必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。特記仕様書に記載された事項は標準仕様書に優先して適用するものとする。

第2条 通報等

- (1) 貸貸人は、常に監督職員等と連絡のとれる態勢を心掛けなければならない。
- (2) 貸貸人は、第三者から通報・連絡等があった場合は、迅速かつ丁寧に対応し、その内容を速やかに書面で監督職員等に報告しなければならない。
- (3) 貸貸人は、業務の施工中に事故が発生した場合には、速やかに関係機関及び監督職員に報告しなければならない。

第3条 立会・協議・承諾

- (1) 貸貸人は、監督職員が立会を指示した業務については、監督職員の立会を得て実施するものとする。
- (2) 貸貸人は、業務実施にあたり監督職員の立会が必要と認めたときは、監督職員の立会を求めることができるものとする。
- (3) 立会・協議及び承諾については、書面にて実施することとする。

第4条 写真管理

- (1) 現場写真は、施工の場所及び出来形が判別できるものとし、同一位置から業務の着手前・施工中及び完了後の撮影したものを業務完了届に添付して監督職員に提出するものとする。
- (2) 使用機械については、当該業務箇所において機種確認のできるものを撮影する。

第5条 稼働時間管理

稼働時間については、監督職員の確認によるもののほか、監督職員不在の場合も考慮して、日々の業務開始時及び終了時に建設機械に装備されたアワーメーター等の表示数値(稼働時間が確認できるもの)を写真撮影し提出するものとする。

第6条 跡片付け

- (1) 貸貸人は、業務が完了したときは、直ちに跡片付け等を行わなければならない。
- (2) 業務を着手した日に完了しないときは、監督職員に報告するとともに、他に危険が生じないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

第7条 検収単位

検収単位は、契約条件の定めるところによる。

第8条 標識類

原則として工事看板等は設置しないが、併用林道等で一般車両の通行が懸念される林道等の業務については、監督職員と協議し必要箇所に設置するものとする。

第9条 使用機械

- (1) 業務に使用する機械は、当該業務を安全且つ効率的に実施できる機種とする。
- (2) やむを得ない事情により契約機種以外の機種により実行する場合は監督職員と協議し承認を得なければならない。

承認を受けた機種についての取り扱い

- ① 使用機械が契約機械より機能的に高いと認められる場合は、
 - ア 支払稼働時間は、使用した機械の実稼働時間とする。
 - イ 支払いは現契約の範囲内で、承認した機種に最も近い機能的に低位な機種の単価により算出する。
- ② 全く異なる機種を使用する場合は、変更契約を締結する。

第10条 その他

作業方法等に変更が生じる場合には、監督職員と協議するものとする。

第2節 林道等維持修繕業務

第1条 崩土石等取除

- (1) 崩土石等取除きについては、少量の場合は通行の支障とならないようにし、林道への敷均等を実施する。なお、側溝等が閉塞されないよう十分注意をして取除きをするものとする。
- (2) 運搬が必要な場合は監督職員に報告して指示を受けなければならない。
- (3) 急傾斜地等の崩土石等取除きについては、作業中の安全対策を十分に実施し、最善の注意を払って行わなければならない。

また、崩土石等取除き後の安全対策が必要な場合は、速やかに監督職員に報告してなければならない。

- (4) 側溝等の崩土石等取除きを実施するに当たり、破損等を確認のうえ接続部分の漏水等に十分注意し、交換が必要な場合は速やかに監督職員に報告しなければならない。

ただし、賃貸人の責に帰すべき事由により生じた破損等は、賃貸人の負担において修復しなければならない。

- (5) 呑口等の崩土石等取除きを行う場合は、既設構造物に十分注意を払って実施し、破損等が確認された場合は、ただちに監督職員等へ報告すること。

ただし、賃貸人の責に帰すべき事由により生じた破損等は、賃貸人の負担において修復しなければならない。

第2条 路面整正

- (1) 路面の轍、凹凸を除去し、通行に支障のない路面とすること。
- (2) 著しいくぼみ等がある場合は、路盤材を投入し十分に締固を実施すること。
なお、路盤材料については別途指示する。
- (3) 仕様書等に定めのない場合は、監督職員の指示によるものとする。

第3条 除雪

- (1) 除雪作業の実施にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するよう努めなければならない。

第3節 法令の遵守

第1条 諸法令等の遵守・安全管理

- (1) 賃貸人は、当該業務の実施にあたって、法令で定められた免許所有者及び車両系建設機械運転技能講習修了者を従事させなければならない。
- (2) 賃貸人は、業務の実施にあたっては当該業務に関する諸法令を遵守しなければならない。
- (3) 賃貸人は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に業務の安全に留意し災害の防止を図らなければならない。
- (4) 賃貸人は、作業従事者に対して業務に着手する前に、安全に関する教育・訓練等を実施しなければならない。
- (5) 賃貸人は、施工中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

特記仕様書

物件番号 4

1 納入先

池田・徳島森林事務所（徳島担当区）管内の国有林林道等（詳細は位置図に示す）。

但し、複数の森林事務所に属する路線において、現に実施中の業務に引き続き実施した方が有利な場合は、監督職員の指示により他の森林事務所管内において業務を実施することがある。

2 納入期間 単価賃貸借契約を締結した日の翌日から令和 7 年 3 月 28 日

3 作業条件

上記 1 に示す国有林林道等において単価賃貸借契約期間内に車両の安全な通行を確保するため補修等の必要が生じた場合、監督職員の指示により下記の作業を実施し作業終了時は監督職員の確認を受けるものとする。

(1) 崩土石取り除き等

崩土石の取り除き等にあたっては、作業中の安全に十分注意をして実施しなければならない。取り除いた崩土石が、路盤材として適している場合は林道に敷均し（車両の安全な通行に支障とならない程度に）十分に締め固めする。残土が発生する場合は監督職員の指定した処理場に運搬処理するものとする。

また、土砂撤去後の安全対策が必要な場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

(2) 路面整正（補足砂利が必要な時は別途指示）

路面整正は車両が安全に通行できる程度に不陸部分を均すものとする。

また、車両の円滑な通行に支障のある凹部分については補足砂利を投入し十分に締め固めるものとする。

(3) 除雪

除雪作業にあたっては、道路施設及び道路付属物（標識・ガードレール・カーブミラー・横断溝等）を破損しないよう努めなければならない。

(4) 側溝（素掘）

素掘の側溝を作設する場合は、幅 30 cm 深さ 20 cm 程度とし流末は暗渠呑口及び横断溝等に接続するものとする。

(5) 路面排水工布設（資材は支給する）

路面排水工の布設に際しては、吐口の状況を精査し路面排水による路肩の崩壊が発生しない堅固な箇所に設置するものとする。なお、路面排水工の前後は十分に締め固めるものとする。

4 安全管理

賃貸人は、作業中における安全の確保を優先させるため、1 作業指示毎に安全に関する必要な事項を現場従事者に周知徹底させるものとする。また、車両系建設機械の使用にあたって用途外使用を行ってはならない。

なお、業務の実施にあたり単独業務とならないよう留意するものとする。

5 写真管理

現場写真は、出来形が確認できるものとし、同一位置から作業の着手前、施工中及び完了後撮影したものを作業終了時に整理し提出するものとする。

撮影にあたっては日付・作業内容・作業場所を記載した表示板を被写体と共に写し込むものとする。

写真の大きさは、原則としてサービスサイズ以上とする。

6 稼働時間管理

① 日々の業務開始時及び終了時に、建設機械に装備されたアワーメーター等の表示数値を目視確認できるよう撮影し提出するものとする。

② アワーメーター等の計器がカバーの損傷等で撮影が困難な場合は、作業開始時と作業完了時に監督職員により計器に表示された数値の確認を受けるものとする。

③ ②において監督職員による確認が困難な場合は、日々の業務開始時及び終了時にアワーメーター等の表示数値を記入した表示板とアワーメーター等を共に写り込むよう撮影し業務完了時に提出する。

なお、稼働時間管理における写真撮影にあつては次の項目を表示板に記載し共に写し込む。

- ①と③の場合 日付 作業場所
 毎作業開始時及び終了時のメーター数値
- ②の場合 日付（作業開始時と作業完了時）
 作業場所
 作業開始時及び作業完了時のメーター数値

7 廻送

廻送距離の起点については、本社・営業所等と賃貸機械の出発点のいずれか近い方とするが、運搬距離が入札時に提出された作業経費内訳書の運搬距離を越える場合は、作業経費内訳書に記載された運搬距離の内、当該運搬距離に最も近い運搬距離によるものとする。

廻送にあつては、出発点で運搬車に機械を積み込んだ状態で、日付と出発箇所を記載した表示板と被写体を共に写り込むよう撮影し作業終了時に提出するものとする。（黒板の文字の確認できる近景と風景の写り込んだ遠景の2枚程度）

なお、各林道における通行規制上廻送車による搬入等ができない場合は、該当機種を自走で搬入等を行う事とする。

